

第9回南相馬市新庁舎建設基本計画策定 市民検討委員会 議事録要旨

日 時 平成31年1月9日(水) 10:00~12:00

会 場 東庁舎2階第一会議室

出席者

(検討会委員)

氏名	所属	役職等	出席
川崎 興太	福島大学共生システム理工学類 准教授	委員長	○
道中内 好信	小高区行政区長連合会 泉沢行政区長		○
大悲山 仁	鹿島区行政区長会 三区行政区長		○
本間 健一	原町区区长連絡協議会 西町行政区長		○
廣瀬 要人	南相馬市社会福祉協議会 常務理事		○
青田 由幸	南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 会長	副委員長	○
太田 秀明	南相馬消防署 副署長		○
伏見 順栄	南相馬市消防団 原町区団副区団長		○
遠藤 允洋	原町商工会議所 副会頭		○
鈴木 清重	南相馬観光協会 会長		○
森岡 和人	原町青年会議所 直前理事長		○
今野 秀幸	南相馬市小中学校PTA連絡協議会 会長		○
星 ちづ子	鹿島商工会女性部(女性団体) 部長		—
廣畑 裕子	おだかぶらっとほーむ(市民活動) 代表		○
高橋 莊平	えこえね南相馬研究機構(市民活動) 代表		○
佐藤 美緒	キューピーズ(子育て団体) 代表		○
佐藤 晃大	公募市民		○
齋藤 瑠津	公募市民		—

(事務局)

氏名	所属	出席
林 秀之	副市長	○
石川 浩一	総務部長	○
山田 勇人	財政課新庁舎建設課長	○
森 修一	財政課新庁舎建設担当係長	○

(委託業者)

氏名	所属	出席
小野 正美	(株)国際開発コンサルタンツ 仙台支店 次長	○
高橋 敬宗	(株)国際開発コンサルタンツ 仙台支店 プロジェクトマネージャー	○

次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議事録署名人の指名
4. 議事
 - (1) 新庁舎施設・機能計画について
 - (2) 新庁舎建設場所の検討について
5. その他
 - (1) 今後の予定
6. 閉会

議事概要

1. 開会 (10時00分開始)

■事務局

ただ今から第9回目の新庁舎建設市民検討委員会を開催します。

開会の前に、南相馬観光協会選出の委員に変更がありましたので、新たに鈴木清重南相馬観光協会会長に委嘱状の交付を行います。【副市長より委嘱状を交付】

次第「2. 委員長あいさつ」、川崎委員長にご挨拶お願い申し上げます。

2. 委員長あいさつ

■委員長

これまで皆様方には8回にわたって慎重にご審議いただきましたけれども、残すところあと3回ですので、引き続き慎重な審議をよろしくお願いいたします。

■事務局

本日、星委員は所用により欠席という連絡がございましたことをご報告いたします。齋藤委員について、ご連絡はございませんが遅れての出席かと存じます。

3. 議事録署名人の指名については川崎委員長にお願いしたいと思います。

3. 議事録署名人の指定

■委員長

議事録署名人ということで、順番に佐藤晃大委員、青田副委員長にお願いします。

続いて4議事「(1) 新庁舎施設・機能計画について」、事務局より説明をお願いします。

4. 議事

(1) 新庁舎建設場所の検討について

■事務局

【「(1) 新庁舎施設・機能計画について」資料1により説明】

■委員長

前回の指摘を受けた修正と機能について、説明をいただきました。機能についてはどこの場所であっても、こういう機能は盛り込んでいきたいと。敷地の制約とか周辺状況との関係

性から制約はそれぞれの敷地によって異なるとは思いますが、こういう機能は入れていきたいということでご説明いただきましたが、ご質問、ご意見のある方。

■委員

小さい子どもを連れていくような課が結構あるのですが、そういうときは子どもから目を離せないし、でも話もしないといけないので結構大変なので、例えば幼児教育課、子育て支援課、こういう部署に関しては“同一フロアに集め独自のキッズスペースを作ってほしい”という声が多く出ています。そうしてもらえれば、キッズスペースで遊ばせている間に、ちょっと深い話が出来るとか。そういうことが出来るのではないかという声をいただいている。そういう機能というか、工夫してもらえると子育て世帯としては楽かなというのが1つと。

あと、喫煙所をつくるみたいなのがあるところがあって、喫煙所はいらないのではないかという声が出ていまして、受動喫煙もありますし、老若男女の多くの人達が来るので。喫煙所というものに関しては、今は国でも結構、煙草の危険性が指摘されている中、市役所というところで喫煙所を作ってしまうと、どうなのかという声も出ていまして。敷地内禁煙なり、建物内禁煙なりということにしたらいいのではないかという声が出ていました。以上です。

■委員長

2つありました。1つはキッズルームみたいなものを設けるということでしたが。これは制約がある中で、何らかの前向きなご検討をいただければということで、私からも思います。

それから喫煙所については、その関係の法律はよく分からないですけど、何か公共施設は駄目になったのではないですか、あれは努力義務なのですか。

■事務局

健康増進法の関係で、公共施設内は禁煙ということになります。敷地内につきまして実際に、箱物を作らないと敷地内での喫煙は出来なくなると聞いております。それについては別の部署で、今後の庁舎敷地内での喫煙については検討中ということでありますので、そういった意見も今後検討していきたいと思っております。キッズスペースの部分につきましては、先程、37ページにも一応「一時預かり場所等の設置の検討」ということを盛り込んでいて、ここは前向きに、ただ、実際にそこで、お子さんをみる職員の配置は今後の課題かなとは思っておりますが、そういった機能は検討していきたいと思っております。

■委員

2点ありまして、1点目が田村市の市役所を見学したときに、窓口に来た市民が1階の全部大きな窓口で、そこに職員が降りてきて対応していただけるというシステムもすごくいいなと思って見ていた。もしくは、福島市役所みたいに、専門的なもの以外は（例えば業者等以外は）2階までうまく動線とかエレベーターの配置とかで、高齢者に配慮した中身でやるというもの。その両方の組み合わせでもいいのですが、田村市の場合は職員が自分達の職場を離れて1階に降りていくまでの裏動線とかですね。それをやるからには、色々と考えなければいけないものもありました。一概に“市民に使いやすい窓口”という形で書いてはあるのですが、どの方向性で、どこまでやるつもりなのかというのを考えないと、何れ決まっただけでは出来る事、出来ない事があるなと思ったので。もし、行政の方の案として、南相馬市役所はこういう形で行きたいと考えているところがあれば示していただきたい。

もう1点は、情報発信機能ということで、インフォメーションセンターが37ページにありますけれども。従来だと、大きな野馬追のポスターを各所にばんばん貼って、告知するようなものがあるのですが、あれも何十枚と貼られると発信しているように見ている方は何も目に留まらないような感じがあって、今はどこでも省スペースにして、デジタルサイネージというデジタルポスターにしたりして、何秒かで切り替わっていくとか。もしくは野馬追の時だけは庁舎内を全部野馬追一色にしてしまうとか、そういうものを考えて、運営できるような仕組みでやっていただくと凄く有難いのかなと。情報端末なども置いてもらって、紙のパンフレットを並べるよりは、情報端末で自分のスマホに送るとか、そういうような仕組みがあるとすごく先進的な感じがするのかなと思いました。以上2点です。

■事務局

1つ目の窓口の関係は、まだ漠然としており、イメージというか方向性は、内部でも協議していかなければいけない課題だとは思っております。やはり市民の皆さんの利便性から考えれば、田村市役所のように市民の皆さんが1箇所の窓口で全ての業務が出来るように職員が出向いてくる手法がいいのかなと思っております。それも、全庁的に考えていかなければいけないという風に思っております。一方で、福島市役所にあるような総合案内所で分かりやすく市民の皆様に説明していく、この2つをどういう風に持っていくかというのは、前向きな検討をしていきたいなとは思っております。そこもやはり人の配置という部分も出てくるので、委員からあったようなことは、当然頭に置きながら、検討はしていきたいという風に考えております。情報発信機能については、今のIT技術なりを活用しながらより分かりやすくしていくような機能を検討していきたいと思っております。

■委員

全体的にはこれで良いと思う。1つだけ、これから庁舎をつくるのが7～8年以降で、その頃にはロボットテストフィールドの方もちょうど出来上がるということもございます。これからそういったAI、ロボットを推進していこうとする南相馬市の中での方針もありますので、様々な中で、こういった市役所の内部の機能の中にも、AIやロボット機能を積極的に、特に情報公開とかサービスの部分の総合案内のところは、8年もするとAIの方も大分進歩して、様々な使える部分も多く増えてくると思いますので、そういった導入なんかも是非検討していただいて、現在進めているイノベーション・コースト構想というものについての、いくなれば積極的な推進ということを含めても、そういったスペースといいますか、様々な導入ということを積極的に掲げてもいいのではないかなという気がしましたので、そこら辺の検討を是非していただきたいと思います。

■事務局

自然とそういう流れになっていくのかなという風には思っております。基本計画でどういう風に盛り込めるかは整理していきたいと思っております。

■委員

資料に基づいて、災害対策機能のところ39ページなのですが、地震、津波についてはかなり具体的なイメージがありますけれど、今日の震災で学習したことは、原発事故について、殆どの市町村が、双葉郡はともかくとして、南相馬市、相馬地方の市町村は対応が後手々々

になってしまったという学習をした訳なのですが、原発事故を想定しているのかどうか。その辺は一言も触れていないので、放射能から市民をどうやって守っていくのかということが、無いとは断言できないので、この辺の対応策をきちっと踏まえておく必要があるのではないかなと思いますので、その辺をどういう風に考えているのかお伺いしたい。それから非常時に役所と市民がどうやって情報を共有化するかということは非常に大事なのですが、防災無線がありますけれども、これも使えなくなるだろうと思います。そういう場合、どうやって市民に現状を理解してもらうのか、その辺がよく見えてこない。それからもう1つは、他の公共機関と役所との情報共有化も非常に大事なだろうと思います、この間、それぞれの公共機関で対応策を検討しておりますけれども、それが総合的な機関となって発揮できないと意味が無いということで、1つは、市役所と市民の情報の共有化、2つ目は他の公共機関と市役所の情報共有化、その辺はどういう風に考えているか、説明をいただきたい。

■委員長

今の3つは、必ずしも全てを市役所の建て替えという議論の中だけで完結させることはできないと思いますけれども、委員がおっしゃったのは、そういった中であっても市庁舎というのは、やはり重要な機能をはたす施設なので、そういうことを踏まえて基本方針なり、都市機能なりを盛り込まなければいけないということですが、その辺りについて何か。

■事務局

防災関係については、地域防災計画というのがございまして、今、見直しをしているところであります。先月、津波ハザードマップの話もありましたが、そういったものと併せて、今回、地域防災計画の見直しをしていますというのが1点あります。その中で、原発事故、原子力の事故に際しても避難経路等を作っております。そういったものは、そちらの方で想定している訳ですが、それと庁舎の機能はどうなのだというのが委員から、非常時の情報発信と、市にあるいは、市と担当局か、そっちの方である程度設ける訳ですが、その視点をここにどう活かすかについては、そちらの防災計画と併せて、こちらの方にも十分に見えるように反映させていただきたい、メインはまずは地域防災計画の方に記載してあるといたしますか、詳細に決めていくということでその一部ということで、こちらの方に委員の視点を盛り込んでいきたい。よろしいですか。

■委員長

ちなみに、地域防災計画は今年度中に策定する予定ですか。

■委員

策定委員会は既に開催されています、後は最終的な見直しが行われ来年度当初くらいには。

■事務局

多分3月、今年度中に策定が終わりますので、その中で、明らかになるというか、指摘されたもの十分出てくるとは思いますので、それも踏まえてこちらの方に記載することは可能だと思います。そういう視野は持っているという風に理解していただければと思います。

■副委員長

ユニバーサルデザインという観点からまとめて、まず、ユニバーサルの駐車場、普通は車いす駐車場というのですが、その場合の濡れないスペースを確保していただけないかなと、

当時者に限らず、介助者は基本、傘がさせない訳です、濡れない駐車場の確保が欲しいということ、その台数もある程度確保してほしい、2台とか3台だと結果、使えなくて遠くに停めるようになってしまふところがあるので、その辺のご検討をお願いしたい。更に言えば、そのスペースで狭く取っているところも結構ある。脇から降りたり、後ろから降りたりという形になりますので、結構狭いところもあるものですから、そこも検討していただきたい。

それからトイレで、障がい者用トイレ、ユニバーサルトイレは出来るだけ各階に入れてほしいというのと。あとユニバーサルトイレもしくは多目的トイレというのは介護者と介助者が男女の場合だったりすると、確かに使いやすいんですけど。やっぱり障がい者も性があるんだときちんと云える訳ですよ。だから、男性は男性のトイレに入りたい、女性は女性のトイレに入りたいという風な配慮がこれから必要になってくると思うのです。トイレの中に、そんなに広いスペースじゃなくて、ちょっとした広いスペースで、男性で小さい車いすであれば入れるよというところが、1つぐらいずつあると、そこでも配慮をすることが出来ると思うのです。合理的配慮という形で必要になってくると思いますので、検討願いたい。

後は、窓口のところをやっぱりワンストップ方式にしていっていただきたい。色んなところにあっち行ったりこっち行ったりしなくて済むということもあると思うのです。それと扉なのですけれども、基本、入れない人たちが実はいるのです、それは規格の中でというのがあるのですが、電動車いすは入れないです。今の電動車いすは結構幅広くなっているのです、電動車いすの人は入れなくて、結局、普通の車いすに乗り換えして入ることとなる。横スライドの扉であれば、スペースの確保というのも出来ると思うので、検討願いたい。同じ事でいえばエレベーターもそうです。役所のエレベーターなので、基本的には広いエレベーターになってくるとは思うのですが、普通の5・6人乗りくらいのエレベーターでは入れないというのがある、今、電動車いすの人たちが結構多くなっていますから入れるような広さを確保していただきたい。それから、点字ブロックですけれども、今はラバー式の点字ブロックが結構出てきています、福島とか他のところだとみんな点字ブロックはそのまま配置していて、福島なんかは彫り込んでしまっている訳です。逆に凸凹の凹の方がいいというところで、彫り込んだ点字ブロックにしているところもあるそうです。今は、ラバー式で感触が良くて、しかも剥がせやすよみたいなもので、剥がせるけど、剥がれないという風な点字ブロックも実際に出てきているので、それだと動かせるという形で、当時者たちがここに動線を作ってもらったのだけど、動きづらいという課題にもすぐ対応できる。それから逆に言えば、無いところにすぐ持って行って貼れるで、このラバー式もちょっと検討していただきたい。

あと議会の傍聴席は車いすとかの配慮が意外と少なかったりすると思うのですよ。一台しか入っていないとか、1人しか想定してないというのではおかしいと思うので、ここは3人とか5人とかのスペースを確保していただきたいという風に思います。

それと授乳室ですけれども、この授乳室も障がい者用トイレと同じ様に数が意外と作ってないですね。やっぱり子供さんを抱えていても、それは老人と共に行く場合もあるし、色んなパターンで行くという場合があると思うので、確保していただきたいという風に思います。

最後にですけれども、自家発電が防災という形になっていますけれども、これは何時間の自家発電なのかということですね。実際に北海道でもそうですけれども、電源がダウンして、

3日間ぐらいダウンするというのは、おそらくこれから想定されると思うのです。通常時間だとだいたい6時間とか8時間とかしか確保できないので、そうすると現実的には一番の要になってくる例えば消防であったり、役所であったりするところの自家発電というのは、緊急的な人も飛び込んでくる可能性がありますので、そういった緊急的な人たちへの電源というのも、完備出来れば有難いと思います。それと兼ねて、市民交流のスペースを取っていただいている訳ですけれども、この市民交流のスペースを災害発生時のときに、例えば緊急的な避難所だったり、というところに代替え出来るような形の作り方をするのか、それともそういうときには、そこの部屋はあまり考えないような形にするのか、出来れば、そういう交流スペースがあるのであれば、飛び込んで来る人は必ずいる訳で、そうすればそこで限定して支援できるようなスペースの在り方というか考え方というのを、本庁舎を建てている中で、考えていただければ有難いなと思います。

■委員長

ユニバーサルデザインに関しての様々な話ですとか、自家発電とか様々な観点からたくさんご意見をいただきましたけれども、ユニバーサルデザインに関しては、こういう文言だけではなくて、今後場所が決まって、こういう報告書が出来たとすれば、次は建築の基本設計とか、実施設計という段階に進むと思うのですけれども、その要所々々で設計者だけではなくて、利用者側のチェックをその都度を入れるということが大切だと思います。そういう1つ1つを利用者側のチェックを入れて、作り上げていくことが大切なのではないかなと思いますし、色々ご意見いただきましたけれども、いずれも大切なご意見だと思います。何か、事務局の方で今のご意見をいただいた上でありましたら、

■事務局

やはりユニバーサルデザインについては、今後、場所が決まって、具体的な基本設計の段階の時には、何らかの利用者、市民の皆さんと情報共有できるような場を設けることも今後検討していきたいと思っています。

自家発電についても、最近の自然災害なり、北海道の地震でもライフライン、電気供給が止まったということもあるので、結構色々な自治体で導入している事例はあります。色々な種類もありますし、概ね72時間とか、ライフライン復旧までの間は自家発電で賄える、というような検討は今後もしていきたいなという風に思っております。

市民交流スペースを一時避難所みたいな活用というようなご意見もありました。こちらも先程申し上げた地域防災計画の中でも色々、今後、避難所の指定なり、そういったことがあります。現実には役所に駆け込んで来る市民の方もいらっしゃいましたので、そういったところも計画と照らし合わせどう対応が出来るか、そういうものも検討していきたいと思います。

■事務局

委員から意見については色々ございましたが、それは1つ1つ、利用者側の立場に立って検討したいと、その時には意見を聞きたいという風に思っております。

ただ1つ、障がい者トイレについては各階に設けるかなという風に思いますが、一方で授乳室について、各階に必要なかどうかは、そこはある程度、その利用者の方に意見を聞いて、ある程度の数は必要だと思いますが、全ての階に必要なについてはちょっと検討させていた

できればなという風に思います。最後の、災害時の避難者の市民スペースの共用なのですが、基本的には、避難所の指定をしております。市役所においでになった方については、避難所の方に誘導したいと。そこで一括して対応したいというのがありますし、市役所については災害対策本部になりますので、色々ごった返すと思いますので。そこに避難者と一緒にいるのはどうかと思いますので、そちらについては避難所へ誘導していきたいというのが今のところの考えであります、それについては庁内の方で、あるいは先程の地域防災計画の方にもありますので、そちらの方でまた検討させていただければと思います。

■委員

子供連れが多いところに関しては、確実に2個、3個はあったら嬉しいかなというところと、例えば住民票とるとか、そういうところに関しても欲しいのかなというのは思うのですが。ただ、絶対来ないだろうという所に関しては、あまり必要性はないのかな。ただ、オムツ替えスペースに関しては、何処の階も必要かなと思います。

■事務局

トイレの中に、ちょっとオムツ替えスペースはあつたりしますから、面積との関係もありますので。そこはある程度の必要な分だけは確保していきたいという風には考えております。

■副委員長

授乳スペースを必ずつくるという考え方と、今、ユニットで授乳スペースそのものをぼんと持ってきて置けるというやり方があるので、庁舎を建てて、しばらく直さない、でも、授乳スペースが足りないというときに、ユニットで持って来るとするのは、ものすごくお金かからないです。要するに場所が空いていればいいわけです。建て替えて部屋作るともの凄くお金かかるので、そういうもので代替え出来るという点でもメリットは大きいと思う。

■事務局

その点については、設計の段階である程度場所が決まったら、そこについて、作るか、ユニットを導入するか検討させていただきたいと思います。

■委員

子ども用のトイレですけど、子どもって、大人用だとトイレがしにくいところがあつて。イオンとかには便器自体が小さいトイレというのがあると思うのですが、ああいうのがあると安心かなと思います。おむつが外れるのは、早くて2歳くらいには外れるので。2歳くらいの子だと便器の中に落ちてしまったり、怖がって出来ない子もいるから、便器自体を小さくするのが無理なのであれば、例えば子ども用の便座を設置するとか、そういう処置をしていただけると助かります。ステップがあつたりとか、子どもだけで手が洗えるような低い洗面所があつたりとか。小さい男の子、女の子のトイレの中に男の子用の立って出来るトイレがあつたりとか、そういうものがあるとすごく助かるなという話も出ていました。

■委員長

正論だと思いますので、考慮いただければと思いますが。やはり、色んな方の意見を入れていくと、敷地をはみ出したり、お金も限度を超えたりなど、色々あると思いますので、その都度ですね、進捗と併せて意見を聞いていくというのが一番間違いないやり方だと思いますので、今だけは貴重なご意見として受け止めていただいて、また、そういったことを踏ま

えて、形になったときにその都度、ご意見いただくというのが良いと思います。

■委員

自家発電の部分に繋がることもあるかと思うのですが、環境負荷低減の部分で自然エネルギーの利用というのがあるかと思いますが、その庁舎内全て100%を自然エネルギーでやろうとすると非常にコストがかかって難しいとは思いますが。例えば、年間平均の半分を賄うような設備にすると考えると、電力を買う金額と同じ様な効果というか、削減につながる部分があると思うので、そういった維持管理費を下げる効果があるのかなという部分と。

あとは先程、災害があったときに、そういった自然エネルギーが使えるような環境だと、蓄電池を一緒にすることで、そういった環境の中で、電力がある程度安定して供給出来るというような環境が作れると思いますので。そういったところも有効に考えていただきたいという風に思います。

■委員長

南相馬市の場合は環境未来都市ですので、是非、未来に先駆けるようなエネルギー対策を考えていただければと思います。

■事務局

太陽光の蓄電池の話がありましたが、その中に蓄電池はないので、それについても、入れるような形で検討していけるようにしたいと思います。

■委員

今回の震災では、油で非常に悩んだのですね、油に頼らないエネルギーの確保というのがこれからも検討していく必要があると思いますので、ご検討いただければと思います。

■委員長

是非ご検討いただければと思います。よろしいですか。後でご意見いただいても構わないので、次に進みたいと思います。「(2) 新庁舎建設場所の検討について」、事務局よりご説明をお願いします。

(2) 新庁舎建設場所の検討について

■事務局

【「(2) 新庁舎建設場所の検討について」資料2より説明】

■委員長

まずこの委員会ではっきりさせなければいけないのは、資料の位置づけですね。これまで民地を含めたものは、非公開として扱っていましたが、この今日配られた別紙、これについては非公開ではなく、正式な資料だという風に我々は認識して議論してよろしいですか。

■事務局

はい。

■委員長

「はい」、ということです。

位置づけとしては、これまで市有地を基本とする観点で、あくまでも我々の議論のベースとしては、本体の3案だけれども、「1. 現庁舎」と「2. 市民会館駐車場」については、民地を取り込むと、また違ったような評価ができるんじゃないかという、あくまでも3案がベ

ースだけでもプラス α で2がついて、言い方としては5案、3案プラス2案という話になりますけど。我々はこれを見ながら、これがどうなのかということと、それから様々な意見をいただいて、評価指標を客観的に出来ないかという意見がたくさんあったと思いますけど、修正していただいたので、こういった基準で、評価でいいのかということをして今日、議論することだと思えます。

■事務局

我々が前回のご意見を踏まえて、それぞれの評価項目について“◎・○・△”の判断基準をそれぞれ設けました。それに基づいて今回評価してみました。それが“◎・○・△”です。その判断基準が、もし、また少しこうしたらいいのではないかというのがあれば、そこでまた変わってくると思うので、下の部分は空欄にしておきました。

■委員長

もう1つ、この資料に基づいて、我々は、どこまで議論すべきか、ということに関してなのですけれども、我々は“複数案を出す”ということが最終的なミッションですよ、どれかに絞り込むことでは無くて。今日議論すべきことは、判断基準というものを、前回より客観的にしていただいて、“◎・○・△”とつけていただいていますけれども。今日我々がやるべきことは、こういう評価基準で、こういう評価で良いかということが1つと。もう1つは、この評価の結果が良いとして、明らかにここはないよねということであれば明らかに不合理なので、それは削ぎ落とすことはあり得るとしても、基本的にはこの5つで、横並びでいくと、それで5つの評価はこれで良いかと云う事を確認すれば良いと云う事ですよ。そういうことでよろしいですか。はい。そういう見方をしていただければと思いますけれども。前回よりは客観的な判断で、基準を持って評価していただいているということになりますけれども、何かご意見なりご質問なりあれば。

■委員

民地を買収しなかった場合と、民地を買ったときの現庁舎の敷地って全然評価が違うじゃないですか。これは例えば、ここの民地を買い取るというのも案にいれているのかなとも思うのですが、現時点で民地が買い取れるのかどうかというのは分かっているのですか。民地を買い取るのを前提として、今の現庁舎に市役所を建てますと決まって、決まってから「買い取っても良いですか」と聞いたとします。「嫌です」と言われたらどうするのですか。

■委員長

大事なことです。要は議会で同意を得て、場所が決まる訳ですが、そのタイミングと民地側との交渉だとか、摺り合わせというのはどういう風に考えているのでしょうか。

■事務局 副市長

この市民検討委員会が出された案というのは、民有地を含まない3案と別紙の2案で出させていただきます。出していただいたら、この検討委員会の意見を踏まえて、民有地を売ってくれるかどうかある程度接触して、建てる場所を決めていきたいということです。まず、民有地を買って良いかどうかという、前提がないうちは、市独自で、我々担当者レベルではあたれませんので、こういった形で意見書、基本計画をいただき、それで動くという意味です。

■委員

それは、私たちが動いて下さいと言わなければいけないということ。

■事務局 副市長

この報告書、市民検討委員会報告書をいただいた後に、具体的に市の方は動いていきます。

■委員

そしたら、今は民地買い取りについて考えるべきではないですよ。買い取れるか買い取れないか全然分からない状態なのであれば、私たちは何も出来ません。

■事務局 副市長

買い取った場合の評価も出していただきますので、買い取った場合は、この“◎”が多くなりますので。より良く、金額も安くなり、良い場所だなということになりますから、それに向かって、市の方では地権者と当たる。でも当たって見た結果、駄目であれば、前の3案の中で、今度は基本設計の方に移りますので、基本設計に入る前に議会と行政の協議と言いますか、行政が議会に提案して、議会の方で理解をいただければ、この3案のうち一番良い所に建てるような形で進んでいきます。場所が決まらないと、基本設計に移れませんので、その時期というのは市民検討委員会の報告が出てから、しばらく時間をいただいて、その後、議会と場所を決めて、来年度の半ば以降から具体的にその場所による基本設計を行っていくという、こんな風な流れになります。まず、行政が民有地を買い取るという、行動をどこに求めるかというのが重要になってきますので、その1つが市民検討委員会の報告書と、行政の方では理解しております。

■委員

それって、私たちが話し合った結果ということですよ。それは、私たちが民地買い取りは良いって言っているようなものですよ。

■委員長

我々のミッションというのは、この基本計画をつくることになります。この市民検討委員会報告というものになるわけですが、今日いただいたこの別紙というものは、あくまでもこの3案を基本としながらも、今後民地を取り入れることができるようにすると、1と2のバージョンについては、こういう広がりが出てきますよと。事務局からこういう提案がでてきた訳ですが、“報告書にこの全部の5案を我々に入れてはどうでしょうか”ということで、今日は別紙で提案をいただいている訳ですね。もし我々が今日いただいた資料で、もし良いのではないかとということであれば、この5案を報告書に入れて、我々が作った報告書とすると。そうすると、市民委員会でこういう提案をいただいたので、事務局としては、それを受けてこれを根拠に地権者と折衝していきたいということですね。

■委員

それなら分かりました。大丈夫です。

■委員

高見町敷地なのですが、道路交通の部分で、この一番下に書いてある評価結果というところで、「学校が近く通学路がありその安全対策とした道路整備等が必要」という記載があります。まず今回の民有地を含めたのをなしと考えると、この3つの中での◎というのが一番評価が高いと個人としては思ったのですが、この周辺道路整備にかかる費用というのは概算

でどのくらいを見込んでいるのかなど、それを含めての79億円なのかなど。

■事務局

周辺の道路整備の部分については、全く試算はしておりません。ただ、こういう問題があるよという表記に留めています。

■委員

その79億円プラス道路整備費になるということで、これより多くなるということですね。

■委員

仮に高見町に立てれば、一番予算がかかるということ。

■事務局

かもしれません。仮に原町第二中学校の南側、テニスコートとの間に東西に走る、6号線に出て行く部分までは広いですけれども、丸三製紙の北側というのは、歩道なしの、何とか車が対向できるところです。そこを拡幅するには、沿線に張りついている住宅を移転していただくことにはいけないこととなります。もしくは丸三製紙さんの方に用地を提供していただくこととなりますが、そうなると何億という用地取得なりが、概算なので何とも金額は出せないですが、これに上乘せになっていくこととなります。

■委員

では、実現性としては大分低いのではないですか。今のお話を聞いたら、実現性という部分では、“◎”になっていますが。道路整備までを加味すると“◎”ではないのではないかなと思うのですが。如何でしょう。それをやらない状態だと“◎”なんでしょうけど。それだと交通の混雑といいますか、そういった部分の緩和には繋がらないですよ、渋滞が多い6号線の混雑は十分予想されるのですかね。

■事務局 副市長

評価で“◎・○・△”とあります。単純にこれは、今ご意見あったように、数で決まる訳ではありませんので、このような課題があった場合に、この課題を解決するために、この報告書が出来たら市の方で個別にもう少し精査しながら、その精査をもって、議会と調整を図り、場所の決定という風なことで進めていきたい、こんな風に思っております。

■委員長

この表の見方として多分一番正しいのは、どれかの案が“◎”ばかりじゃなくて、どこかが“△”ばかりということではなくて。色んな基準で照らし合わせてみると、どこかの評価項目は良くて、どこかは悪くなるという色んな観点から鋭い一長一短があるというような見方で、多少の差はあるとしても、それは微差であるという見方が一番正しいのではないかなという風に思います。5案並べたときには、それぞれ良し悪しがあって、これを今後、民有地であれば、先程お話ししてました地権者との交渉を経なければ分からないところもありますし、具体的に建築設計を進めないと分からない評価項目も出てくると思います。委員会としては、微差を含んだ5つの提案の中で良いとすれば、これをさらに事務局とあるいは議会と、あるいは関係団体とさらにご検討いただいて場所を、そして、具体的な施設配置なり、機能というものを検討していければいいのではないかなという風に思います。あまり、どれが“◎”が5つ、6つあるとか、そういうのが問題じゃないと思います。

■委員

当初、金を掛けないという事で市有地を利用してという前提で、4箇所ありましたよね。萱浜が駄目となって、3箇所になった。3箇所になったら後から民有地買収。何か進め方がおかしいのではないかな。全て、ここに結局決まる。そういう形の進め方にしか見えない。だから、あの段階で4箇所プラスこの2案を入れて話し合いをするなら良いでしょうけど、片方を蹴っておいて、これを後から出したのでは、何の審議だったのだろうか。

ほぼ2箇所で決まるみたいな結果になっているから。何かいやな感じがします。

■委員長

あくまでも先程冒頭申し上げましたが、“3案がベース”なのです。あくまでもこっちはプラス α で2案だと。何でこれが出てきたかという、色んな議論の中で4案に絞って、1つは萱浜をなくしたのですね、ここで残ってきている根拠というのが、ここは3ページの評価基準、「③敷地利用性」というところで、敷地配置の容易性というところがあるのですよね。1案・2案については制約があるということなのですよ。仮に、不確定要素があるけれども、周辺の民有地を買収ができるとすれば、また違った評価が得られるということで、そのプラス α が生きているということですね。

■委員

これは当初から、この案を出しておくべきだったのではないかと。

■委員長

なるほど、そういうご意見ですね。

■委員

叩き台に乗っていないものが後から出てきて、それで良いのかと。

■委員長

検討の重点は、最初、“市有地ではどこなの”ということ。他の候補地はこんなところもあるけれども、ちょっとここは市有地にしては狭すぎるのではないかとということがあったので、仮に周辺の民有地を含めることができるとすれば、1案と2案も違った見方が得られるような提案なので、見方によっては、委員がおっしゃったような意見も出されるかもしれませんが、必ずしもそうじゃないところもあるのではないかと、私自身は印象をもっています。

■事務局 副市長

前回の委員会の中でもお話したのですが、まず、民有地の買収につきましては委員の方から提案がありましたから、そういったことで、民有地を買収した場合はこうなりますということで資料を作成いたしました。ただし、この2案の方に誘導しているのではないかとのお話ですけれども、実際は大変難しく、本当にこれが実現できるかどうかは全く分かりません。市の方で民有地を買収する提案に誘導してというようなことではなくて、あくまでも委員からの提案によって、こういった民有地買収した場合の評価というものを皆さんにお示ししたところでございます。

■委員

重要な観点は大きく整理すると、3つだと考えていました。そのひとつは人口重心地、それから交通の利便性、そして財政負担とならないような土地だという風なことになって。き

ちんと決定した訳ですね。色々検討された中で、1 km先の牛越は財政負担になるから駄目だと言う意見で、消えていきました。そうしますと財政負担となる今回の提案はなんなのかなということになりますと、これは牛越をもう一度復活して検討すれば、全て解消します。そういう観点からすると、これは、この2案は如何なものかなと。先の財政負担について、市民のアンケートでも一番多いのは財政負担にならないように、交通の利便性を考えてくださいという風なことが多かったからですから、ちょっと複雑な気持ちであります。

■委員長

この4案に絞られたのは、立地性の評価からでないですか。

■委員

財政負担とならないということは、牛越は現在のところの地目は田んぼですから。そうしますと、すぐ近くの県の住宅が建っている。私が見たところでは、そこからちょっと高いくらいで、十分取得できる。議論の中では2万2千㎡あればいいという話でありますから。そうすると、2億そこそこで土地の取得は出来る。それから車線は、充分ありますから、市役所前の道路、それから南側原高前の県道、この利便性、これは、元に戻して議論してもらえたらなど、そういう風な気持ちです。

■委員長

牛越が無くなったのは、この報告書のP.22の「立地性評価」のどこからなくなっているのですね。人口重心だとかで、色々議論があったと思いますけど、あるいは防災性とか。そういった観点からすると、若干他の地区に比べて、相対的には優位性が劣るということでは無くなったのです。だから、必ずしも財政的な理由で、いくつかの案に残らなかったということではないですけど。そういうことで、ご了承いただければと思います。他に如何でしょうか。

■委員

委員の考えがもっともだと思うのは、後出しジャンケンのところがあるのですよ。ですから、ちょっと不信感を持ってしまったのではないかなと思うのですが。「仮に」ということで、2つが出てきたわけですが、「仮に」と出てきていると、色んな可能性が出てくるのですよ。だから、この「仮に」は、あくまでも3案に絞ったわけですから、これで話を進めていただいて。この「仮に」の扱いについてはもう少し皆さんで検討する必要があるのではないかと思うのです。私も若干疑念を持つところではありますけれども、この後から出てきた2案については、「仮に」という民有地を買収した場合にはこういう風になりますという仮案ですので、これについてももう少し検討する必要があるのではないかなと思います。

■委員長

予定だと今日を含め3回しかないなので、もう少し検討する必要があるのなら、今日議論した方がいいと思うのですけれど、具体的にどういったことを議論した方がよろしいのですか。

■委員

「仮に」で話を進めていいのかどうかです。

■委員長

あくまでも、冒頭私は申し上げましたけれども、3案がベースなのです。例えば、現庁舎敷地6,600㎡でも建てられないことは、公式な資料で配置図とかがあって、建てられないこ

とはないということなのですね。どれも可能なのだけれども、もうちょっとゆとりある敷地の制約があるので民地を含めることであれば、プラスαでこういった評価をまた得られるということで出てきているので、これでも可能は、可能という風な、私は理解なのですね。

そういう理解でもしよければ、その上でもうちょっと検討が必要だということであれば、どういふ検討が必要だということ、今日皆さんの間で意見交換するとなると、当初、予定されている今日含めて3回では、多分まとまらないと思います。

■委員

取得できますということで、予算が上がってくるのはいいのだけど。例えば、牛越だと建ててもらっても結構ですよ、土地は準備しますよと云う事でやっている訳ですから、そういう風なことをやらないと、後で、会議になって駄目だったとなると、何を議論したんだと、意味がなくなる。

■委員長

ですから、複数案あるのだと思いますよ。

■委員

複数案あるのは分かりますけど。あまりにも、その金額が数億となってくると、多すぎるという風なことからすると、これは行き過ぎではないか。

■委員長

それは交渉事なので、具体的にいくらになるかというのは、今後の課題だけれども、こういう5つの案を持ちながら、最終的に1案となっていくときに、様々なこういう要素が今後出てくるということですね。ただ、我々としては今日、提示された5案でいいかということ、を議論しなければいけないということなのですから。

■委員

確認なのですが、私たちがこういった委員会を持っているというのは、最終的なゴールというのは複数案で絞って終わるということですよ。

■委員長

そうです。場所に関しては。

■委員

私的には、後出しジャンケンも有利であれば、それは検討資料に加えても良いのではないかと思います。現段階でこの3つに絞った訳なので、結局、話が有利に進むのであれば、この2つも私はありだと思います。

■委員長

1・2をより良くするために、金額とか色々な折り合いをつけながら、不確定要素も含みながら、こういう案もあるというようなスタンスで了解いただければ、この5つの案になるということです。ただそれは実現可能かどうかというのは、先程副市長からもありましたように、民有地を買えるかどうかは分からない。この報告書が出来てみて、初めて交渉になるということになるので。ただ、我々としてはこういう2案も検討の視野に入れて、今後議論していただければという思いがあれば、報告書にこの2案を入れてまとめるということです。

■委員

後から出てきた民地買収に対して、お金をかけてというか。案だけみると、以前の案よりも安く仕上げて、市民会館の部分に関しては、予算が4億円上がっています。それをやって、具体的に何が市民とか、この新市庁舎に対して、具体的にどういう風にプラスになるかというお話は、多分あったのかなと思うのですが。具体的に行政側から、委員の皆さんから後から何かおっしゃられたであろうことを配慮しても、何故この可能性を探っていきたいのかという、一番基になる部分が資料をみると、お示ししている資料を見ると、本庁の場合は引越しの回数が減るとか、市民文化会館についてもあまり具体的に分からないところもあるのですけれども。敷地の面積が広いために、自由度が高いとは言うものの、この現庁舎を維持したまま、別のところに建てて、元に戻さないとすれば、自由度は別に増えてないような気がしますし。ほんとに具体的に何がしたくて、民地を買うのかというのが、委員の皆さんが納得されていなくて、これだけの費用をかける、もしくは、ディスカウントしてでも、民地を買収することによって、こういうメリットがあるんだというのが、共有出来ていないまま、案として、出せ出せというのは、なんかちょっと分からない。逆にいうと、家族にすら説明がしようもない、「なんか、よく分からないんだけどもそうだったと」いうのでは納得出来ないのかなと思うのですけど。この案が出てくるメリット、何でこうしなきゃいけないのかというところが、私は分からない。

■委員長

機能的にいつてしまうと、この評価がどう変わったかということなのですが、改めてこの資料を整理していただいた中で、どういったことが、例えば1案ならば民地を買収することによってメリットになるか。2案だったらどういうことがメリットになるのかということ、大きなものだけいくつかご説明いただけますか。その方が分かりやすいと思うのですが。

■事務局

現庁舎敷地が一体化して大きく使える。そして、買収してもなお、現地での建て替えの事業費よりも経費がぐっと安くなるというのが大きな1-1の部分のメリットと考えております。

2-1については、事業費で民地を買収する分、その部分の費用がかかるので、事業費のメリットは感じられません。ただ、現敷地で配置するとなれば、どちらかに建物を寄せるしかない。駐車場からの歩行者動線が長くなって、高齢者の方などに優しくない、配慮が足りないというのが、ある程度、周辺民地が取得出来れば、敷地のほぼ真ん中に建物が出来て、2方向から歩行者動線が確保出来る。かつ駐車場も十分確保できるということが2-1の案の大きなメリットと考えたところです。

■事務局

補足で、ここですとこの本庁舎を残して、東庁舎を潰して、北庁舎の間くらいに建てるようなイメージです。そうすると、南側に広く駐車場がとれます。それについては、ゆめはつとでも十分使用できます。ここにつくるメリットは、市民文化会館に作るにしても、ここに作るにしても、ゆめはつと駐車場が潰れます、1年半から2年。その間の措置が、保健センターあるいは、近隣の駐車場を確保しなければならない。その敷地がとれるかという点と厳しいと。委員からは、ジャスマールだという話がありますが。駐車場を利用して、そういったシャトルバスをやったりなり、何なりを使ったりと、新たな経費がかかります。そういう

ことからすると、駐車場確保そういった要素もあると考えて、民地買い取りが不確定ではありますけれども、出来ればそういった駐車場を確保できるというメリットが出てくる。併せて立体でなくなる、あるいは広くなる。広い駐車場が南側にできる。ゆめはつこの駐車場も新たにできる、大きくなるというのがありますので。それが、1-1が出てきた大きな理由があります。2-1については、今の敷地の中でも出来ますけれども、そこで新たに民地を獲得したら、真ん中にできるんで、そこはあまり大きくないかなと思いますけど、そこに1-1を出しているのは、この駐車場を確保したいという思いです。ただ不確定要素はあります。

■委員長

メリットのほか不確定要素がある、広げたら広げたで事業費が嵩むのだとか、色々一長一短は出てくる。どれが良いというのは、今後詰めないと分からないということなので、我々としてはこの5案とするのはどうですか。

■事務局

前回言ったように事業費が、立体駐車場をつくらなくなるので、その部分を用地取得しても立体駐車場が差し引き相殺できるので、事業費は少なくなっています。

■委員

この評価結果ですけど、この指標にメリットの欄をもう1項目設けていただきたいと思います。これは課題とか問題意見ばかり記載されていて、マイナス評価しかないような気がするので、プラスの面をもっと出してもいいのかと思うのです。この辺だと認知度が高いとか、商業施設も近くて、商業の面でも有益であると思うのですけどね。高見町だと、消防署、市立病院から近いですとか、市民はみんな、それは認知していると思うのですが、あえてこの評価結果の中にそれを共通認識として、資料として記載した方が、色々、資料的な意味は強まるのかなと思うのですが、如何ですか。

■委員長

ある種、短い3行とか2行ですが、この評価結果という総括、一番下に書かれているのですが、今、おっしゃったご意見は、もうちょっと膨らみのある、広がりのある、もうちょっと良い所、こういったところは悪いところ、課題だとかを、もうちょっと丁寧に書いてはどうかということで意見をいただきました。

■委員

記載に、低い、狭い、混雑するとか、そういった記載ばかりなので、ちょっとプラスな、もっと前向きな記載があってもいいかなと、その方が色々検討しやすくなると思います。

■委員長

次回までにもうちょっと加えられることがあれば、他に如何でしょうか。

ちなみに、委員の皆さんについてのご質問ですけど、これ以上意見がなければというのが前提で、あと2回ある訳ですが、どういう流れで委員会を進めていこうという考えなのか、委員に説明願いたい、次第の方に今後の日程が載っているのですが、その日程をどういう風な形で運営していく考えなのか。

■事務局

この総合評価の考え方、3案でいくのか、プラスαの2案の部分も表記していくのかとい

う部分の確認がとれば、それを含めた内容を整理した上で、次回は委員会報告素案。これで全部完成ではありませんので、これらの表なども全部1冊の報告素案という形で次回提案をして。この内容で確認をとれば、3月の時に最終報告として、市長へ提出いただくという流れを考えております。

■委員長

分かりました。という流れでいくことを想定しているということですがけれども、場所に関しては、まず機能については先程いくつかあったので、記載できるものは全部記載、場所について、これ以上の何か詳細なものは、特段出てくるというイメージはもうないのですね。先程のもうちょっと評価結果を比べないといけないといけないものというのは別として、これ以上のものは出てくるという話はないということですね。

■事務局

そうです。

■委員

最終的には、複数案で、報告するということですか。

■委員長

そうです。これまで確認した通り、どれか絞り込むのでは無くて。

■委員

絞り込むのでは無くてね。そして、1・2案が選ばれた場合には、可能性としてはこういうこともありますよという附帯資料ですね。これは。

■委員長

1・2案が選ばれた場合というか、我々が選ぶのでは無くて、今後、行政と議会で選んだ場合には、こういうものが。

■委員

1・2案で報告した場合には、こういうような可能性もありますよという報告ですか。

■委員長

我々としては、今日の資料はこの3案が基本だけど、これもセットで行政に報告したらどうか。これを持って5案で議会に今後検討していただいたらどうかということです。

■委員

大分間口が広がるのだな。

■委員長

そうです。ただ不確定要素が大きいので、この3つが基本なのだけれども、1・2の場合はオプションとしてこういうのがありますよと、結果としては3案プラス2か、5案というのか、そういう形で我々としては提案して、まとめてはどうかと。

■委員

それしかないのかな。

■委員

行政の手法として、例えば民有地を買収したいというときに、議会で決定してそれから交渉にあたるという風なことは、ままあると思うのですよね。道路の拡幅にしたって、用地を

確保にしたってそうだと思うのですが。そういうふうなことも可能かということもお聞きしたい。決定してから交渉にあたる。その前に内諾を入れるとかしなくても、大丈夫だというふうなことであれば、検討の余地はあるかと思うのですが。

■委員長

何の検討ですか。

■委員

民地の確保です。例えば1案について、住宅もある民有地を確保したいということであれば。それは交渉、内々に承諾をしないで、決定してから承諾を得ると云う事によろしいのか。

■委員長

決定というのは行政決定をしてから、地権者と交渉にあたるということですか。

■委員

はい。議会で決定してからという風なことは手法として可能なのか、どうか。

■委員長

それは、収用法とか、何か根拠の法律がバックに控えていれば可能かも知れませんが、今回の場合はそういう形ではないと思うのでちょっと難しいと思うのですが。

■事務局

議会の決定を受けるとするのは、議会の議員からの「その土地、確実に買えるのか」、「買えます」という話でないと、我々、議会の成案としては出せませんので。ある程度、内諾を得た中で議会に説明して、議会で議決をとるとするのが流れです。議会決定を受けてから交渉するというのは、逆に議会軽視になりますのでそれはできません。

■委員

これは5案として見たとき、現庁舎のところは、それこそ民地が取れば話になるけど、民地がとれなければ話にならないのかなという部分がある、市民文化会館の部分に関してはこの2つ比べてもメリット、デメリットという部分があるのですが、1の現庁舎敷地周辺に関しては、民地が可能であれば検討に値するけれども、民地が難しいであろうということであれば、載せるに値しないのかなという風にも思えるのですが、如何でしょうか。

■委員長

そうですね、おっしゃる通りだと思います。実質、市有地だけでというのは、やれないことはないけれども、不合理な面が他と比べると沢山でてくるので、実質的に単独でというのはないのではないかというのが、印象がここから見て取れますよね。ただ、これまでの検討の経緯、2段階で抽出してきたわけですが、その検討の流れでここを残しておくというのは、逆にこれが残っていないとプラスαもないことになってしまうので。そういう位置づけのものなのだと思います。ただ、一方で、民有地を買えるかどうかというのは、分からないので。今の段階としてはこの5案でいってはどうかということですが、それでも。

■委員

買えないという可能性があるのなら、5案ではいけないのではないですか。

■委員長

でも我々がこの5案でいってはどうかという提案がないと、買えるかどうかということも分からないですね。

■委員

買えないということであれば、2・3案くらいでいいですよ。

■委員長

現実的にはそうですね。という認識を我々の間で共有出来ていれば、この5案が並んでいても良いということですよ。

■委員

そういうことです。

■委員長

場所については、今日の議論を踏まえると、もう1回、次回までに精査していただくことはあるにせよ、プラス2案を入れて、1つの冊子にまとめていただくというような方向でよろしいですよ、そのようにしていただければと思います。では、残り「5. その他」ということで、先程も一部ご説明いただきましたが、これについて何か。

5. その他

■事務局

第10回の時間は午後1時半から、会場はここ東庁舎の第一会議室で行います。また、最終第11回については、3月19日火曜日午前10時から、場所は本庁舎の2階正庁で開催する予定で現在組んでおります。

■委員長

よろしいですか。では以上もちまして私の任を解かせていただきます。

6. 閉会

■事務局

以上で、第9回市民検討委員会を終了させていただきます。

(12時00分終了)